

平成28年10月19日  
株式会社中国銀行

### 「遺言信託・遺産整理業務」の信託本体業務での取扱開始について

当行は、お客さまの円滑な資産承継ニーズにお応えするために、遺言信託、遺産整理業務において西日本の地方銀行では初めて、信託本体業務での取扱いを開始しましたので、お知らせします。

#### 1. お取扱い開始日

平成28年10月19日(水)

#### 2. お取扱い業務について

##### (1) 遺言作成サポートサービス

財産台帳の作成、資産承継の観点からのアドバイスをおこないます

##### (2) 遺言信託(遺言執行引受承諾業務)

遺言書の作成のご相談、遺言書の保管、遺言執行等をおこないます

##### (3) 遺産整理業務

遺産分割協議等の相続手続きに関するアドバイス、相続財産調査や遺産分割手続等の相続にかかわる手続きをご遺族に代わっておこないます

#### 3. お取扱い担当部署

金融営業部

お取引店より、お取扱い担当部署へお取次ぎいたします。

#### 4. その他

本件により、従来の信託会社等へのお取次ぎと異なり、当行行員が遺言作成の相談、財産目録の作成、公証役場での証人としての立会い、遺言執行または遺産整理をおこないます。

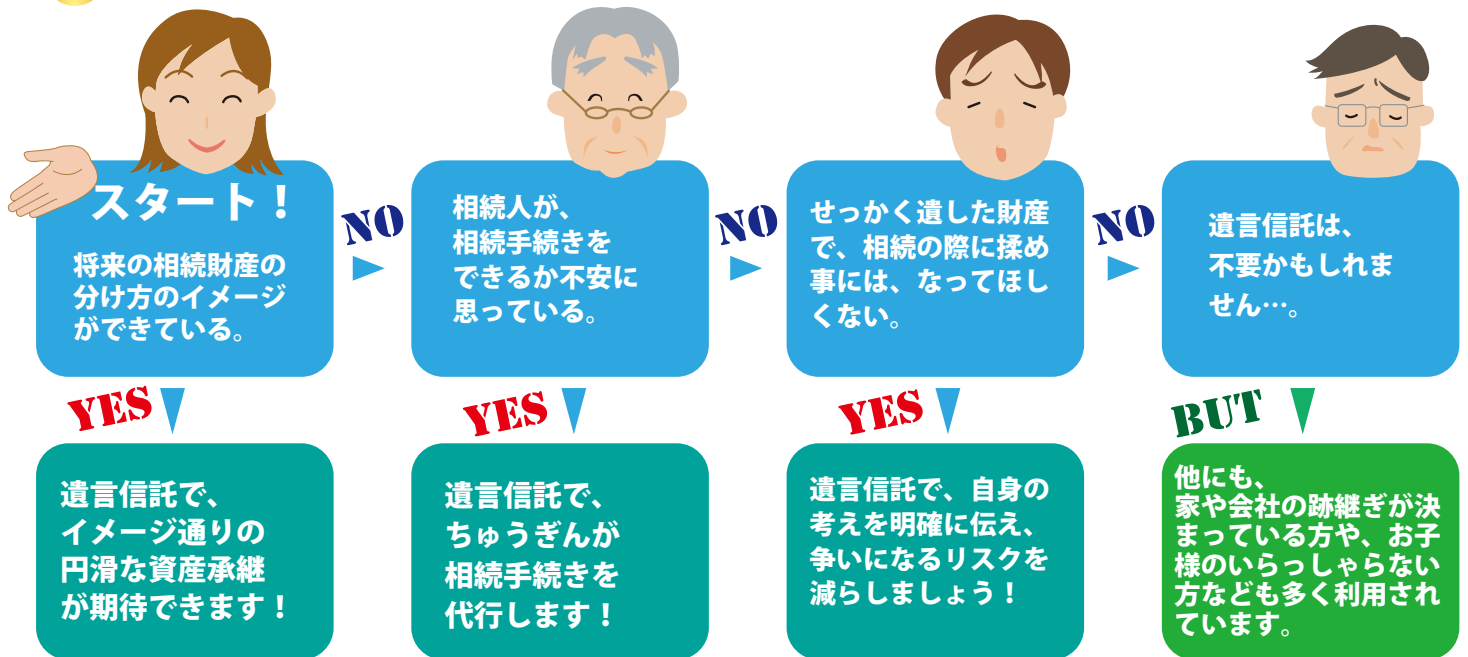
当行では、引続き相続に関するサービスの強化に取り組んでまいります。今後も、高齢化社会の進展を背景に高まっている相続や円滑な資産承継に関するお客さまのニーズに、積極的にお応えしていきたいと考えています。

以 上


# 遺言信託のススメ

遺言信託では、ちゅうぎんが遺言作成のお手伝いや、将来の相続手続きをおこないます。遺言信託で、将来の相続の不安を解消しましょう！！

まず遺言信託の必要性をチェックしてみましょう！！



なぜ、遺言信託が注目されているのか！！

<p>ポイント</p> <p><b>1</b></p> <p>遺産分割協議 不要</p>	<p>将来に備えて、遺言書で、相続財産を相続する人や相続する割合を決めておけば、遺産分割協議は不要になり、円滑な資産承継が期待できます。</p> <p><b>ここが便利！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遺言書で、遺言者のお考えのとおり相続財産が分けられれば、相続人も余計な心配が不要になるかもしれませんよね…。</li> <li>遺産の分け方を話し合う必要がなければ、争いは起きないのでは…。</li> <li>遺産分割協議書の作り方なんて、ふつうは知らないですよ…。</li> </ul> 
<p>ポイント</p> <p><b>2</b></p> <p>相続手続きの負担軽減 &amp; 相談相手の確保</p>	<p>遺言信託では、将来の相続発生時に、すべての取引金融機関*の相続手続き（債務承継等除く）を、遺言執行者である『ちゅうぎん』が相続人に代わっておこないます。</p> <p><small>* 日本国内に本店を有する金融機関に限る。</small></p> <p>また、そのほかの執行（手続き）対象財産の手続きや、執行対象ではない相続手続きに関するサポートやアドバイスも可能です。</p> <p><b>ここが便利！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関の相続手続きのために、会社を何日も休むのはむずかしいですよ…。</li> <li>相続人同士の書類のやりとりも大変ですよ…。</li> <li>相談相手が銀行ならば、相続人みんなが安心できるかもしれませんよね…。</li> </ul>

※ 遺言信託のご利用には、当行所定の手数料等の費用が必要となります。

**詳しくは、お近くのちゅうぎんへお気軽にお問い合わせください。**

# 遺産整理業務のススメ

遺産整理業務では、ちゅうぎんが相続人のみなさまと一緒に、ご資産の相続手続きをサポートします。遺産整理業務で、相続手続きの不安を解消しましょう。

突然のご相続で、相続手続きにこのような悩みはありませんか？



金融機関に行ってみたが、手続きがかなり大変そうだ。



相続手続きに必要な戸籍がわからない。



相続手続きの全体像が分からず不安に感じている。



相続手続きに使える時間が限られている。

他の相続人に、どのように説明すれば良いのかわからない。

他の相続人との書類のやりとりが大変。

遺産分割協議書の作り方がわからない。

相続税の知識がないので心配。

これで解決！！

なぜ、遺産整理業務が利用されているのか確認してみましょう。

ポイント

1

相続手続きの  
アドバイザー

相続手続きは、何度も経験するものではなく、本当に詳しい人はあまりいないのが実情です。

これで解決！

- 『ちゅうぎん』が相続手続きのアドバイザーとして、ご資産の相続手続き全般のご相談に応じます。
- 銀行が代行することができない、戸籍謄本の取得や相続税の申告についても、専門家の紹介などでサポートさせていただきます。



ポイント

2

相続手続きの  
代理や  
サポート

『ちゅうぎん』は、相続人全員に委任契約を締結いただき、相続人全員の代理人または補助者(手続きの段取りを実施)として手続きを進めます。

これで解決！

- 委任契約後は、すべての相続人に対する必要書類の提出依頼や遺産分割協議書への署名の依頼等も『ちゅうぎん』がおこないます。(ただし、遺産分割協議の交渉や仲裁はできません。)
- 亡くなられた方のすべての取引金融機関(国内に本店を有する金融機関)の相続手続き(債務の承継等を除く)を『ちゅうぎん』が代わりにおこないます。
- 不動産、保険契約の権利やゴルフ会員権等の名義変更についても『ちゅうぎん』の遺産整理業務の対象となります。

※ 遺産整理業務のご利用には、当行所定の手数料等の費用が必要となります。

詳しくは、お近くのちゅうぎんへお気軽にお問い合わせください。